

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第2回本庄市環境審議会
開催日時	令和8年1月14日(水) 午前 ・午後10時00分から 午前 ・午後10時25分まで
開催場所	児玉総合支所 2階 会議室A・B
出席者	(委員) 山口豊会長、山本昇副会長、須永佳憲委員、木村文子委員、 浅見民子委員、片桐正富委員、矢島淳一委員 (事務局) 経済環境部 落合部長、市川次長 環境推進課 原課長、齊藤係長、沖田主査
欠席者	酒井勝弘委員、関根雅美委員、筑紫善一郎委員、飯島和彦委員、 神坐侃大委員
議 題 (次 第)	1. 開 会 2. あいさつ 3. 諮 問 「本庄市新井地内で計画されている廃棄物等処理事業に関する協定の締結」について 「本庄市児玉町児玉地内で計画されている廃棄物等処理事業に関する協定の締結」について 4. 議 題 (1) 本庄市環境保全条例第18条第2項に基づく協定の締結について の意見(案)について 5. その他 6. 閉 会
配 付 資 料	・配布資料一覧 ・令和7年度第2回本庄市環境審議会次第 ・本庄市環境審議会 委員名簿 ・本庄市環境審議会の役割について ・本庄市環境保全条例第18条第2項の規定に基づく意見(案)について ・廃棄物等処理事業に係るフローチャート ・廃棄物等処理事業実施計画書(一部抜粋)
その他特記事項	
主 管 課	環境推進課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
環境推進課 原課長	皆様おはようございます。 本日はお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 定刻となりましたのでただいまから令和7年度第2回本庄市環境審議会を開会させていただきます。 本日の環境審議会ですが、本庄市環境基本条例に基づいて調査審議することになっておりますので、これに基づき招集されたものでございます。 申し遅れましたが私は本日の司会進行を務めさせていただきます、環境推進課長の原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは開会にあたりまして、吉田市長よりご挨拶をお願いいたします。
吉田市長	どうも皆様こんにちは。 本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。日頃から市政全般にわたりまして、また特に環境に関する様々な諸課題につきまして、ご指導いただきまして誠にありがとうございます。 第1回の環境審議会において、本庄市環境保全条例第15条第3項に関する事項といたしまして、本庄市新井及び本庄市児玉町児玉地内で計画されております廃棄物等処理事業につきまして、市及び市民の意見書に対する審議会の意見、答申をいただいているところでございます。 環境行政におきましては、廃棄物の適正処理、また公害対策、良好な生活環境の保全を図ることで市民生活に大きな影響を与える課題がありまして、この審議会の果たす役割も大きくなっているところでございます。 今回は本庄市環境保全条例第18条第2項に関する事項といたしまして、前回の環境審議会の意見書を基に作成をいたしました廃棄物等処理事業協定書の案について、審議会の意見としてご審議をいただきたいと思います。大変ご多忙の中でありましますけれども、今後とも本市の環境行政発展のために、お力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。 簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いします。
環境推進課 原課長	ありがとうございました。 次に本審議会の山口会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろし

	くお願いします。
山口会長	皆様、こんにちは。 本日は、令和7年度第2回本庄市環境審議会につきまして、ご案内申し上げたところ、お忙しい中ご参集賜り、ありがとうございます。 本日は、本庄市新井及び本庄市児玉町児玉地内で計画されている廃棄物等処理事業につきまして、市長からの諮問を受け、本庄市環境保全条例第18条第2項に基づく協定の締結についての意見（案）について審議していただくわけですが、皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただく中で慎重審議を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、会長としての挨拶といたします。 何卒よろしくお願いいたします。
環境推進課 原課長	ありがとうございました。 続きまして次第3の諮問につきまして、本庄市長より山口会長へ諮問書をお渡しいたしますので、よろしくお願いします。
吉田市長	令和8年1月14日、本庄市環境審議会会長、山口豊様 本庄市環境保全条例第18条第2項の規定に基づき、下記の事項について協定の締結に対する意見を求めます。 1、本庄市新井地内で計画されている廃棄物等処理事業 どうぞよろしくお願いします。 本庄市環境保全条例第18条第2項の規定に基づき、下記の事項について協定の締結に対する意見を求めます。 1、本庄市児玉町児玉地内で計画されている廃棄物等処理事業 以上でございます。どうぞよろしくお願いします。
環境推進課 原課長	ありがとうございました。 なお、吉田市長におかれましては、この後公務が控えておりますので退席をさせていただきます。どうぞご了承をお願いします。 本日の環境審議会ですが、本庄市環境基本条例第27条に「審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない」とされておりま す。ご出席いただいている委員の皆様は今回12名中、7名ですので過半数以上となりますので、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。 なお、本日は傍聴希望する方はおりませんのであわせてご報告をいたします。 それでは、本庄市環境基本条例第27条で、「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、議事進行を山口会長にお願いしたいと思

	います。どうぞよろしくお願いいたします。
議長 山口会長	それでは、議事に入ります前に資料の確認を事務局よりお願いいたします。
環境推進課 齊藤係長	本日事務局を務めさせていただきます環境推進課の齊藤と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。 それでは資料について確認させていただきます。資料につきましては、お手元にご用意させていただきました資料の確認をいただければと思います。 初めに「配布資料一覧」と書かれた A4 の資料が 1 枚。続いて、「令和 7 年度第 2 回本庄市環境審議会の次第」、その裏面に本日の委員の皆様の名簿、続いて、右上に資料 3 と書かれた「本庄市環境審議会の役割について」、資料 4 と書かれた「本庄市環境保全条例第 18 条第 2 項に基づく意見（案）について」、こちらは全員に送付させていただいたものを本日お持ちいただいていると思いますが、そちらをお手元にご準備をお願いします。続いて、A4 横の資料になりますが、「廃棄物等処理事業に係るフローチャート」こちらが資料 5 になります。最後に、資料 6 と書かれた「廃棄物等処理事業実施計画書」、こちらは(株)ニトリファシリティと(有)小暮園芸用土の計画がついているものが資料となります。 ただいまご説明させていただきました資料につきまして、不足等ございましたら挙手をいただければと思いますが、いかがでしょうか。
議長 山口会長	それでは議題（1）本庄市環境保全条例第 18 条第 2 項に基づく協定の締結についての意見（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
環境推進課 齊藤係長	それでは議題（1）本庄市環境保全条例第 18 条第 2 項に基づく協定の締結についての意見（案）について説明をいたします。 まずは、お手元の資料 3「本庄市環境審議会の役割について」をご覧ください。審議会の設置につきましては、前回、第 1 回環境審議会でご説明させていただいたため、今回は割愛させていただきます。 続きまして、資料 3 の下の部分にあります審議会の審議事項についてですが、今回の審議事項は 1 ページ目の赤枠で囲まれた「本庄市環境保全条例第 18 条第 2 項」に該当いたします。内容につきましては、4 ページ目をご覧ください。こちらの 4 ページ目の赤枠で囲ってある箇所になりますが、「市長は、前条第 1 項に規定する場合を除き、廃棄物等処理事業協定を締結しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。」とされており、この規定に基づき、今回審議していただくこととなります。

環境推進課 齊藤係長	こちらの資料3につきましては、その他関係法令を掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。 続きまして、資料5「廃棄物等処理事業に係るフローチャート」こちらの資料をお手元にご用意をお願いします。 前回の第1回審議会では、こちらのフローチャートの手続きのとおり、周辺環境の保全のために必要な事項を記載した意見書の内容についてご審議いただきまして、その結果について事業所に意見書を通知いたしました。その後、事業所から意見書を配慮した上で、実施計画書が作成され市へ提出されました。 今回はこちらの資料の右下にあります赤枠の部分となりますが、市と事業所との間で、廃棄物等処理事業に関し必要な事項に係る協定を締結するための案について審議していただくこととなっております。 資料5の説明は以上になります。 続きまして、本日まで持参いただいております資料4をお手元にご準備をお願いします。先ほどフローチャートでも説明させていただきましたが、前回の審議会では、本庄市環境保全条例第15条第2項に基づき、周辺環境のために必要な事項を記載した意見について審議していただき、その結果について令和7年10月31日付で(有)小暮園芸用土及び(株)ニトリファシリティに対して通知をいたしました。 意見書の内容については、「騒音及び振動については騒音規制法及び振動規制法をはじめとする関係法令の基準を順守するほか、周辺の環境に十分配慮すること」「有限会社小暮園芸用土は本庄市と廃棄物等処理事業協定を締結すること」「株式会社ニトリファシリティは本庄市と廃棄物等処理事業協定を締結すること」となっております。 その後、(有)小暮園芸用土から令和7年11月28日付、また、(株)ニトリファシリティから令和7年12月8日付で、廃棄物等処理事業実施計画書が市に提出されました。この実施計画書については、一部抜粋したものを資料6としてお手元にご用意しておりますので、ご覧いただければと思います。 こちらの資料6には前回の審議会で使用いたしました事業所の届出の概要を参考に添付しております。 (有)小暮園芸用土につきましては、廃棄物等処理事業の目的、廃棄物等処理事業の内容、廃棄物等処理事業を実施しようとする場所、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果等の変更はございません。 (株)ニトリファシリティにつきましては、廃棄物等処理事業を実施しよ
-----------------------	--

環境推進課 齊藤係長	うとする場所について筆数が減少しておりますが、こちらに関しましては合筆によるものであり、面積や場所等の変更はございません。 今回は、廃棄物等処理事業に関し必要な事項に係る協定を締結するため、協定の内容につきまして、本審議会で審議していただくものです。 それでは、資料４の２ページ目以降に協定書の案をつけております。２ページ目から４ページ目が(有)小暮園芸用土、５ページ目から７ページ目が(株)ニトリファシリティの協定書の案となっております。こちら両方とも協定内容につきましては、同様の内容となっておりますのでご承知おきをお願いいたします。 こちらの廃棄物等処理事業協定書とは、廃棄物処理施設において行われる廃棄物処理業に伴う周辺地域の環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために本庄市環境保全条例第１８条第１項に基づき、事業者と締結する協定となっております。内容につきましては、全１１条から成り立っており、この協定を締結することにより、万が一協定内容に抵触する事案が発生した場合、本庄市は相手方に対して協定に基づき環境保全について改善するよう求めることができます。 事務局からの説明につきましては以上となります。
議長 山口会長	ただいまの事務局からの説明に対して何かご意見はございますか。 (意見なし) 特にないようですので、皆様にお諮りいたします。 本庄市環境保全条例第１８条第２項に基づく協定の締結についての意見(案)について、この内容で決定してよろしいでしょうか。 (反対意見なし) それでは、廃棄物等処理事業協定書(案)について、この意見(案)の内容で決定させていただきます。 次に５、その他について事務局から説明をお願いいたします。
環境推進課 齊藤係長	最後に、庶務的なご案内をいたします。 審議会委員の報酬につきましては「本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に定めがございます。 令和７年度現在、会議出席１日につきまして６,２００円となっております。後日、ご指定の口座に、源泉徴収額を差し引いた金額を振り込ませていただきますので、ご確認をいただければと思います。 また、今後のスケジュールですが、本審議会終了後、市長への答申を経て、事業者との間で協定の締結を予定しております。 最後になりますが、審議会の皆さまに毎年送付させていただいております。

様 式

	す、「本庄市の環境」という冊子ですが令和6年度版が完成しましたので、閉会後にお配りさせていただきますので、ご承知おきをお願いいたします。 事務局からは以上でございます。
議長 山口会長	ただいまの事務局の説明について、何かございますか。 (質問なし) ないようでしたら、以上で議事を終了させていただき、議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
環境推進課 原課長	ありがとうございました。 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 最後に、閉会のあいさつを山本副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
山本副会長	本日は皆様お忙しい中、本庄市環境保全条例第18条第2項に基づく協定の締結についての意見(案)について、ご審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、令和7年度第2回本庄市環境審議会を終了とさせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
環境推進課 原課長	本日はお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございました。 お忘れ物のないよう、気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

会 長 山口 崇